

## 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料表

平成21年6月4日

ひたちなか市都市整備部建築指導課

総戸数（戸）		行政庁で認定審査を行う場合	登録住宅性能評価機関で 事前審査を受ける場合
戸建て住宅		45,000	6,000
共同住宅等	5戸以内	108,000	12,000
	5戸超～10戸	173,000	22,000
	10戸超～30戸	342,000	31,000
	30戸超～50戸	612,000	58,000
	50戸超～100戸	1,053,000	100,000
	100戸超～200戸	1,949,000	166,000
	200戸超～300戸	2,784,000	204,000
	300戸超	3,411,000	217,000

- ※1 1件当たりの認定申請手数料です。同一の住宅に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件当たりの認定申請手数料です。
- ※2 変更認定申請手数料は、それぞれの区分の手数料の額に2分の1を乗じて得た額です。
- ※3 法第6条第2項の規定による建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、別途、建築物確認申請等手数料（構造計算適合性判定手数料を含む）及び建築設備確認申請等手数料が加算されます。